

京都市告示第 443 号

住宅地区改良法第5条第2項で準用する同条第1項の規定による事業計画の変更の協議が成立し、事業計画を定めましたので、同法第8条第3項で準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成20年3月28日

京都市長 門川 大作

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| 1 | 住宅地区改良事業の名称 | 三条鴨東住宅地区改良事業 |
| 2 | 事業計画の決定の年月日 | 平成11年7月9日 |
| 3 | 事業計画変更の年月日 | 平成19年9月11日 |

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)